

## 茨木市立小・中学校介助員及び医療介助員配置要綱

### (趣旨)

- 第1 この要綱は、茨木市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に介助員及び医療介助員を配置することに関し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年茨木市規則第25号）に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (配置)

- 第2 学校の経営が著しく困難な場合に、その運営を円滑にするため介助員及び医療介助員を配置する。

### (配置の基準)

- 第3 介助員は、次の各号に掲げる場合に配置する。

- (1) 支援学級の児童、生徒が比較的多く、かつ常時介護を必要とする重度の障害のある児童、生徒が在籍するため、学級運営及び学校生活の支援が著しく困難な場合
- (2) 支援学級に常時介護を要する重度の障害のある児童、生徒が2人以上在籍し、大阪府教育委員会による教員の配置によっては学級運営及び学校生活の支援が著しく困難な場合
- (3) 通常の学級に介護を要する障害のある児童、生徒が在籍し、大阪府教育委員会による教員の配置によっては学級運営及び学校生活の支援が著しく困難な場合

- 2 医療介助員は、吸引、導尿、経管栄養その他の教育委員会が認める医療的ケアを要する児童、生徒が在籍する場合に配置する。

### (配置の手続き及び決定)

- 第4 介助員及び医療介助員の配置は、学校の校長（第6及び第7において「学校長」という。）が提出する介助員及び医療介助員配置申請書（別記様式）並びに当該学校及び当該学級の実態を分析、検討し、予算の範囲内で教育長が決定する。

### (採用の要件)

- 第5 介助員及び医療介助員は、心身ともに健康であり、支援教育に理解と熱意を有する者とし、教員免許状所有の有無は問わない。

- 2 医療的ケアを要する障害児に関わる医療介助員は、看護師又は准看護師の資格を有する者とする。

### (業務内容)

- 第6 介助員及び医療介助員の業務は、当該学校及び当該学級の運営の実態に基づき、当該学校長がその内容を定め教育委員会に報告するものとする。

### (配置の期間)

- 第7 介助員及び医療介助員は学校及び学級の運営上、一定の児童、生徒の介護が不可欠な期間に限って配置するものであり、その必要性がなくなった場合には、学校長はその旨を教育委員会に報告しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成17年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別記様式（第4関係）

年 月 日

（あて先）茨木市教育委員会教育長

茨木市立 学校

校長 印

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

年度介助員及び医療介助員配置申請書

本校の実態等が下記のとおりでありますので、介助員及び医療介助員の配置をお願いします。

記

常時介護を必要とする重度の障害のある児童、生徒、医療的ケアを要する児童、生徒または通常の学級に介護を要する障害のある児童、生徒

| 新学年 | 名前 | 学級 | 手帳の<br>等級 | 障害の状況 | 介護の内容 |
|-----|----|----|-----------|-------|-------|
|     |    |    |           |       |       |
|     |    |    |           |       |       |